

防災対策!

備えあれば憂いなし

大災害の発生直後は、食料や救援物資等の輸送が満足にできなくなります。救援活動が受けられるまでに必要な飲料水や食料、生活用品は、各家庭で備蓄しておきましょう。目安として、食料は3日分、飲料水は一人、1日3リットルを最低3日分は必要です。



非常食にローリングストック法を活用

～消費しながら備蓄する～

ローリングストック法とは、日常食で使われている缶詰、カップラーメン、レトルト食品等を非常食として備蓄し、消費期限の古いものから順に定期的に使い、使った分と同じ量を買い足すという「消費しながら備蓄」していく方法です。

非常食を日常的に使いながら、もしもの時に備えるので、安心で無駄なく備蓄できます。

なお、非常食を温かく、おいしく食べるために、カセットコンロとボンベがあると便利です。

日頃から、いつ起きるか分からない災害に備えましょう。

◆問い合わせ 防災安全課

地域での防災訓練に参加しましょう

いざという時は、近所への助け合いが最も大切です。

今年も3月1日(日)に、くすのき地区で、3月15日(日)には、美濃山地区で防災訓練が予定されています。



昨年の防災訓練での救命措置体験の様子(美濃山地区)

災害時に円滑に避難できるようにするため、積極的に参加し、防災行動力を高めましょう。

また日ごろから、近所の人とコミュニケーションを取り、互助の関係を築いておきましょう。

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険(国保)または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間(平成25年8月1日～26年7月31日)に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表の基準額を500円以上超えた場合、その超えた金額を支給します。

◆問い合わせ 福祉総務課

保険料は納期内に納めましょう

保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに必要な医療費や介護サービスの財源です。

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、皆さんが病気になる前に、3月が今年度の最終納期月です。忘れず納めてください。

納期限が過ぎますと、督促が送付され督促手数料や延滞金がかかります。

保険料の納付が困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めに相談ください。

相談なく滞納すると法令に基づき滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

納付相談を行います

保険料の滞納がある人に、納付相談窓口を開設します。経済的な理由等について、お聞かせいただければ、分割での納付等の相談に応じますので、保険料収納課までお越しください。

実施日時
・3月20日(金)午後5時15分～8時
・3月21日(土・祝)午前9時～正午

1年以上納付されないと

保険料の各納期限から1

納付相談を行います

保険料の滞納がある人に、納付相談窓口を開設します。経済的な理由等について、お聞かせいただければ、分割での納付等の相談に応じますので、保険料収納課までお越しください。

実施日時
・3月20日(金)午後5時15分～8時
・3月21日(土・祝)午前9時～正午

1年以上納付されないと

保険料の各納期限から1

災害時に避難支援が必要な人は登録を!

市では、災害時に、自分の力で安全な場所へ避難することができない人(要援護者)に対して、自治会等を中心として地域や近隣の人々の協力と支え合いを基本とした情報の伝達や避難の支援体制づくりに取り組んでいます。

地域の支援を希望する人は、災害時要援護者台帳の登録の申請をしてください。随時受け付けています。

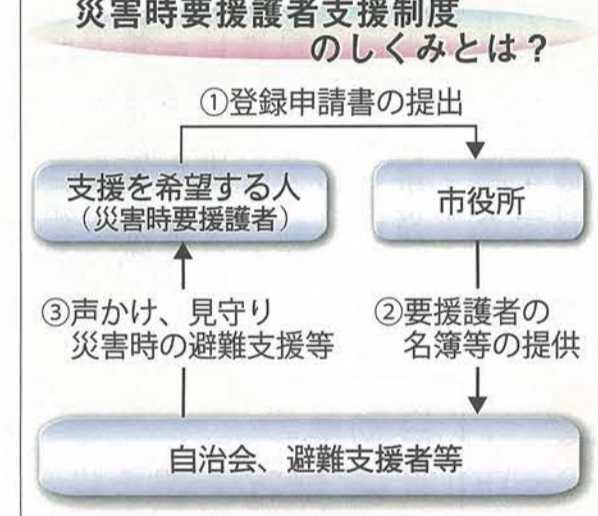
申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

▽対象となる人

■次のような在宅の障がい者や高齢者等で、災害時に避難支援を必要とするが、家族等による支援を受けることができない人

- ・障害者手帳1・2級を所持する人
- ・療育手帳Aを所持する人
- ・介護保険要介護度3以上の人
- ・満75歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ・その他市長が必要と認める人

避難支援を希望する人は、災害時要援護者台帳の内容をあらかじめ自治会等の関係支援団体に情報提供すること



自治会から近隣の要援護者の避難支援者として依頼があれば、協力ください。

◆問い合わせ 福祉総務課

予告

防災ハザードマップを改訂し、広報やわた4月号と一緒にお届けします。

◆ 70歳未満			
上位所得者	一般	市民税非課税世帯	
126万円	67万円	34万円	
◆ 70歳以上			
現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ(※2)	低所得Ⅰ(※1)
67万円	56万円	31万円	19万円(※3)

※1 市民税の非課税世帯で、所得が一定以下(年金収入80万円以下)の人
 ※2 市民税の非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人
 ※3 低所得Ⅰの世帯で介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

老人医療制度

受給者証の発送について

老人医療制度が4月から変更になる予定です。現在受給中の人には、新しい受給者証を3月末日までに郵送します。しばらくお待ちください。

◆問い合わせ 国保医療課

保険料の滞納がある人に、納付相談窓口を開設します。経済的な理由等について、お聞かせいただければ、分割での納付等の相談に応じますので、保険料収納課までお越しください。

実施日時
・3月20日(金)午後5時15分～8時
・3月21日(土・祝)午前9時～正午

1年以上納付されないと

保険料の各納期限から1

◆問い合わせ 保険料収納課